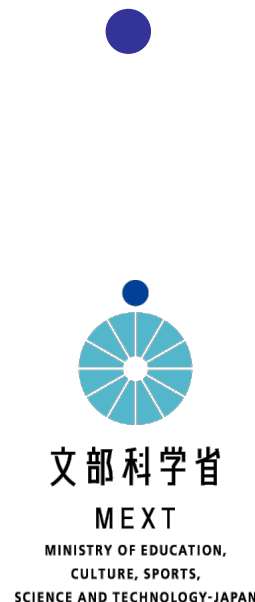


高等学校段階の病期療養中等の生徒に対する ICTを活用した遠隔教育の充実に向けて



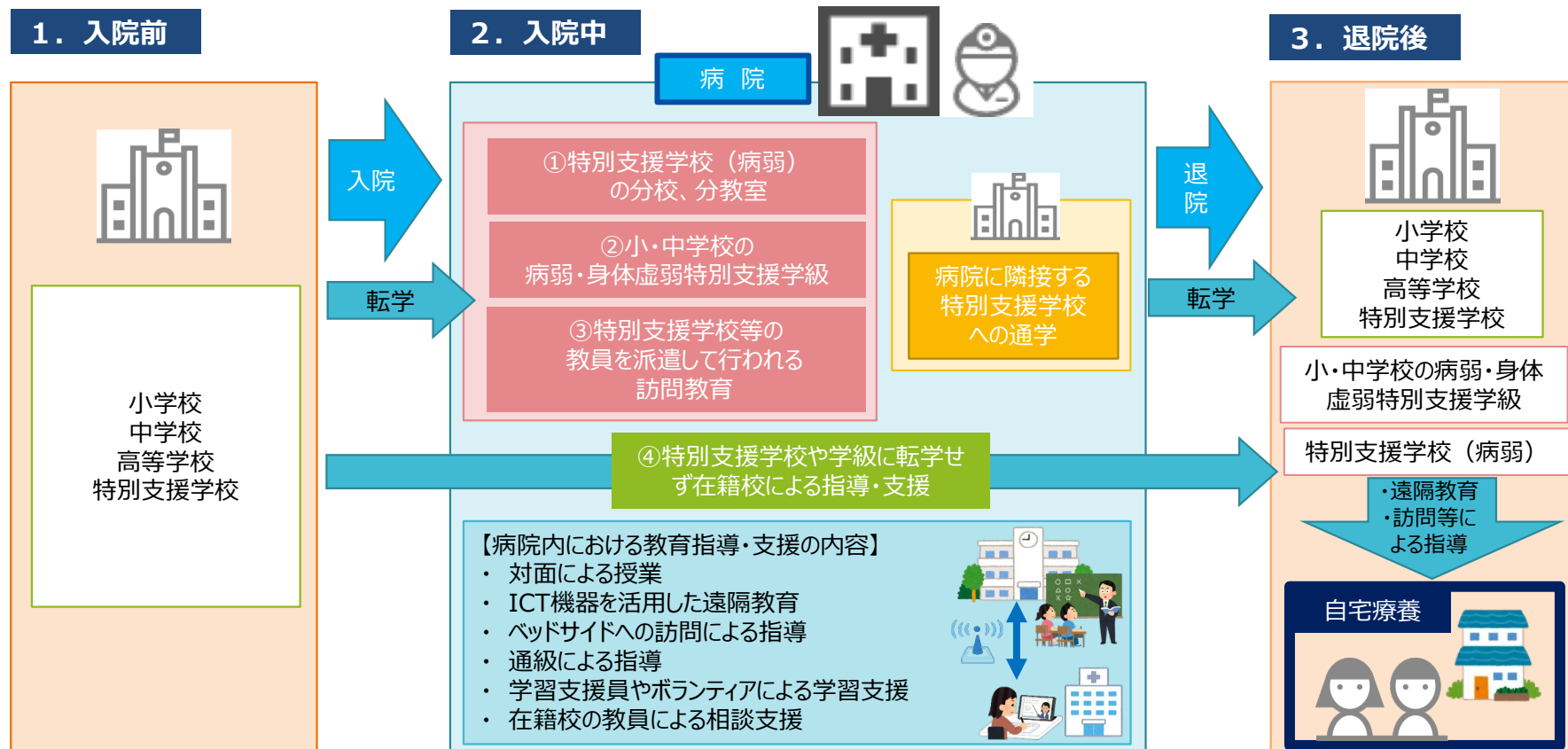
内容

1. 病気療養中の生徒の学びの現状と課題
2. 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業
3. 遠隔教育の制度
4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

概要

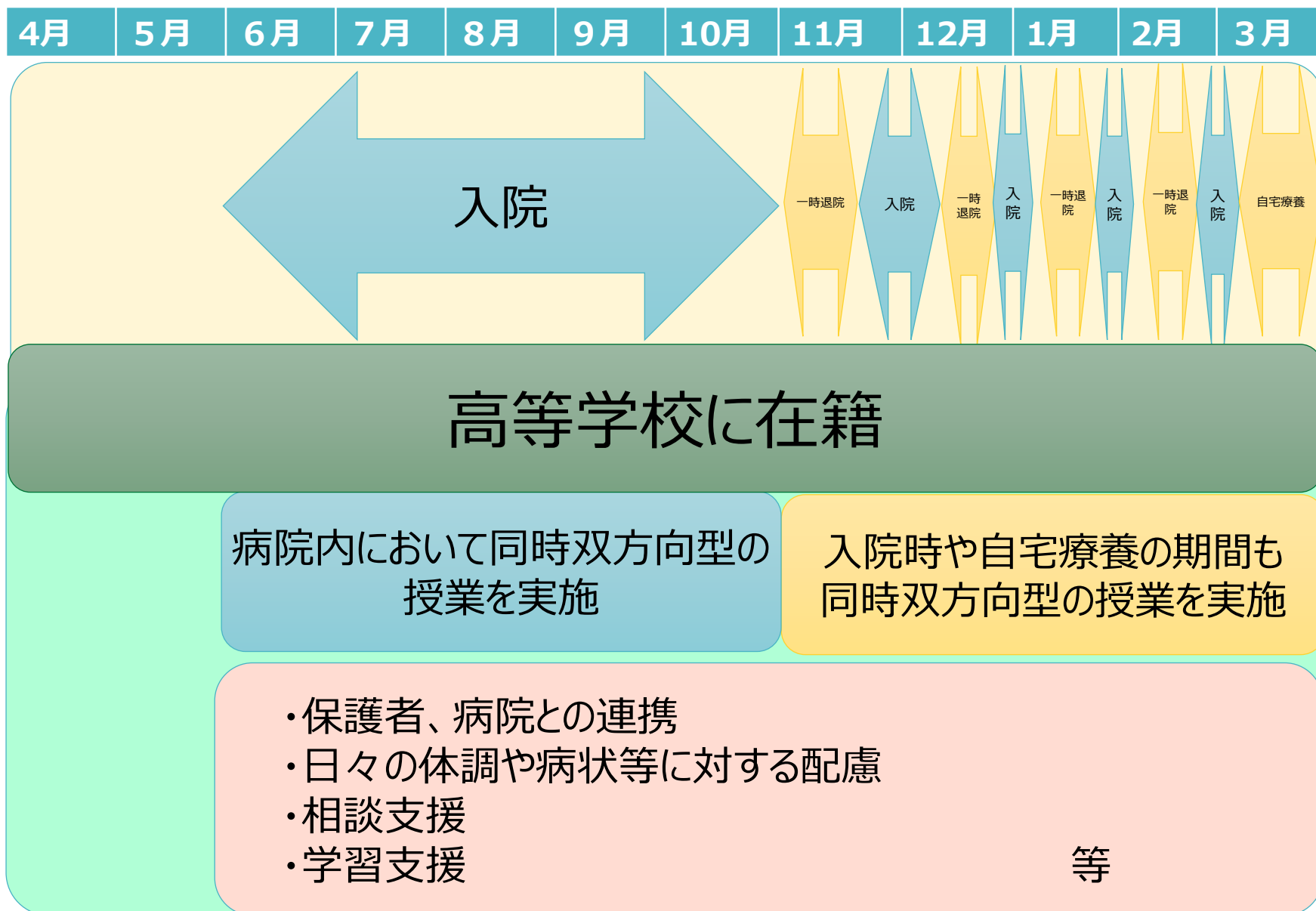
- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業や I C T 機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導や I C T 機器を活用した遠隔教育を受けることができる。



入院と退院を繰り返すAさんへの対応の例

入院・療養期間

学びの状況



がん対策基本法

がん対策基本法

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいづれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(5) ライフステージに応じたがん対策

① 小児・AYA世代について

(現状・課題) 抜粋

小児・AYA世代のがん患者の中には、成長過程にあり、教育を受けている者がいることから、治療による身体的・精神的な苦痛を伴いながら学業を継続することを余儀なくされている者がいる。しかし、小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。このため、小児・AYA世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受入れ体制の整備等の教育環境の更なる整備が求められている。

(取り組むべき施策) 抜粋

国及び地方公共団体は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、情報技術（ICT）を活用した高等学校段階における遠隔教育など、療養においても適切な教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援など、療養中の生徒等に対する特別支援教育をより一層充実させる。

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

令和２年度予算額
(前年度予算額)

２１百万円
２６百万円)

背景説明

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。

入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第３期がん対策推進基本計画」（平成３０年３月９日閣議決定）においても、小児・ＡＹＡ世代（※）のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※AYA世代：思春期及び若年成人世代（Adolescent and Young Adult）

目的・目標

各自治体において、在籍校、特別支援学校、教育委員会、病院等の関係機関が連携し、高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の整備に関する調査研究を実施する。

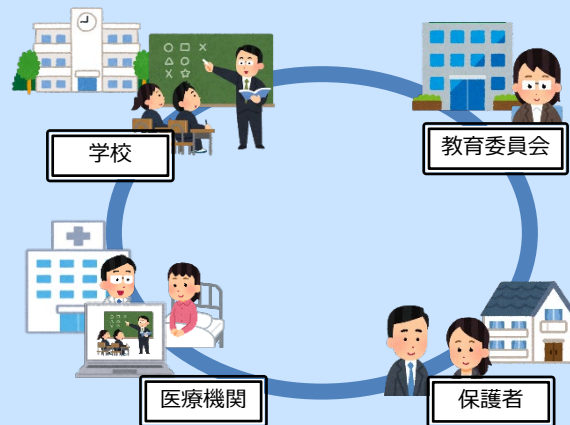
事業内容

委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（５地域）

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため、通学が困難である、一時帰宅をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 遠隔教育の有効な活用方法、単位認定・評価に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究

等



令和2年度 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業



文部科学省

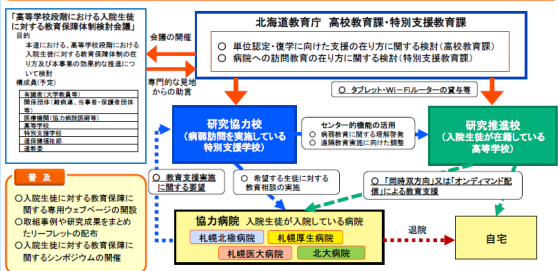
教育委員会における取組の成果①

①北海道教育委員会

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

趣旨 高等学校段階における入院生徒（以下、「入院生徒」という。）に対する教育の機会を確保するため、ICT機器や特別支援学校のセンター的機能を活用して、本道の実情に応じた教育保障体制の整備に努める。

目的 (1) ICT機器を活用した授業の実施等により、入院生徒に対する、入院から自宅療養、復学までの単位認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の整備を図る。
(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高等学校への助言及び入院生徒への教育相談実施体制の整備を図る。



【背景・課題】

- 広域にわたり学校が分散している一方で、長期間の療養を要する入院生徒の受入院院は、札幌市などの都市部に集中。生徒の在籍する高等学校と遠距離であるため、在籍高校の教員が病院を訪問して対面による指導を行うことが難しい。

【取組内容】

①実施体制

- 教育庁高校教育課及び特別支援教育課からなる庁内事務局を設置。学識経験者、医療関係者、患者支援団体、高等学校、特別支援学校及び行政からなる教育保障体制検討会議を設置。
- 本事業を活用して教育保障を希望した入院生徒が在籍する高等学校を研究推進校に、特別支援学校4校を研究協力校に、札幌市内の4つの病院を協力病院にそれぞれ指定。

②取組内容及び成果

- ICT機器（iPad、テレビペンロボットkubi等）を活用して同時双方向型の授業を実施し、いずれの事例も進級又は卒業。
- 治療内容や体調不良により遠隔授業に欠席する場合は、授業を録画し、学習内容の定着を図るためのオンデマンド教材として活用。
- 学習成果は、提出された学習課題の状況や、口頭試問、FaceTime を利用した教科担任による面談、考査等により確認。

【今後の課題】

- 入院生徒は体調の波があるため、常時、同時双方向での遠隔授業に参加することが難しい場合もあることから、オンデマンド型も含めて、効果的な実施方法等の実践研究を進めていく必要がある。

②宮城県教育委員会

【背景・課題】

- 令和元年度に年間30日以上欠席した生徒は25人おり、そのうち7名が転学や休学、退学していることが分かった。
- 病院と学校の連携、ICTを活用した学習支援を実施するための環境整備及び支援の実践の積み重ねを進めていくことが重要。

【取組内容】

①実施体制

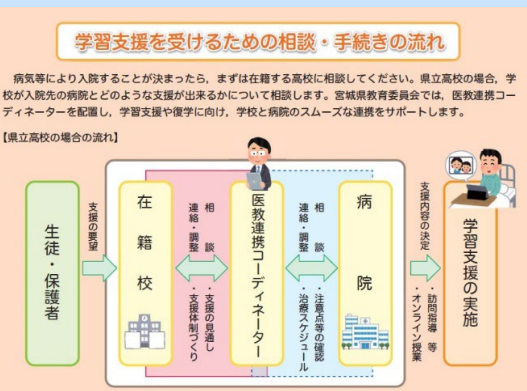
- 医療機関と教育機関をつなぐ「医教連携コーディネーター」を、県立こども病院に隣接する宮城県立高等学校に配置（前任校の特別支援学校では、特別支援教育コーディネーターを担当）。

②取組内容及び成果

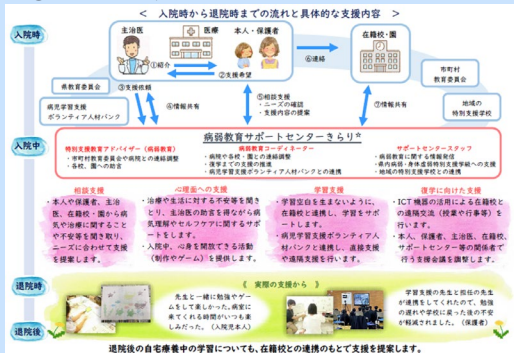
- コーディネーターを中心に、高校からの相談や要請に応じて、学校と病院の連携体制の構築や支援の準備、病院へのカンファレンスへの参加を実施。
- 遠隔教育については、モバイルWi-Fiルーターやテレビペンロボット「Kubi」を事務局で準備し、オンライン授業で活用できるよう学校に貸し出した。
- 単位認定については、学年末考査の実施や、入院中に行った学習課題等も含めて評価がなされ進級が認められた。
- 端末を用いてクラスメイトとの交流もなされた。

【今後の課題】

- 教員及び医療機関に対して、入院生徒への学習機会の確保について普及させる必要がある。



③秋田県教育委員会



【背景・課題】

- 多くの高等学校では、病弱教育に対する理解が進まない現状がある。
- 病弱教育アドバイザーや秋田きらり支援学校のセンター的機能だけでなく、全県域にネットワークを構築し、各関係機関から情報が入る中核的な拠点が必要である。

【取組内容】

①実施体制

- 全県域での病弱教育に関わるネットワークの中核的な拠点として、「病弱教育サポートセンター」を、秋田きらり支援学校内に設置。
- サポートセンター内に、学習支援での配慮や校内支援体制について教育委員会への情報提供及び在籍校への助言を行う「病弱教育アドバイザー」や、病院や学校（園）との連絡調整を行う「病弱教育コーディネーター」を配置。
- 「秋田大学病児学習支援ボランティア人材バンク」と連携。

②取組内容及び成果

- 病弱教育アドバイザーが学校や市町村教育委員会を訪問することで、理解啓発や必要な環境整備につなげることができた。
- ボランティアによる支援が、生徒の心理的な安定につながった。
- 遠隔教育の実施に当たっては、サポートセンターと病児学習支援ボランティアが機器を貸し出すなどして、円滑に実施できた。
- サポートセンターが在籍校に適切な助言を行うことで、生徒の状態に工夫ある実践が重ねられ、円滑な復学につながった。

【今後の課題】

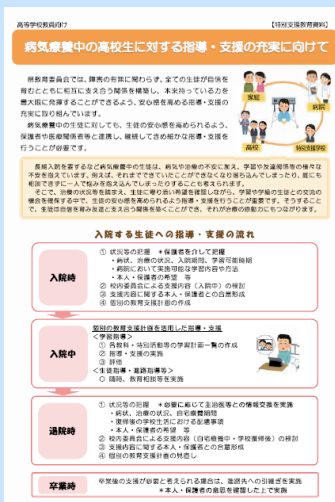
- 地域の特別支援学校が各地域の拠点となり、サポートセンターと情報共有しながら支援を進める流れを作る必要がある。

令和2年度 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

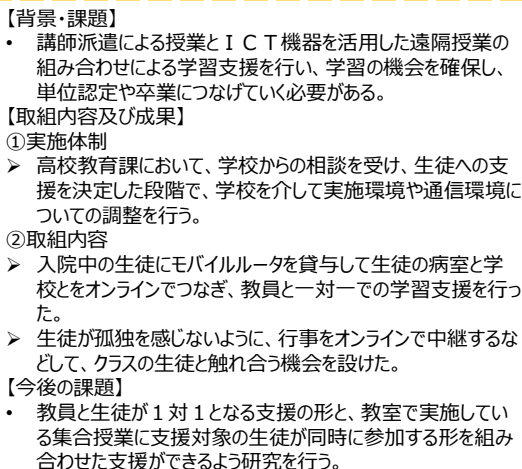


教育委員会における取組の成果②

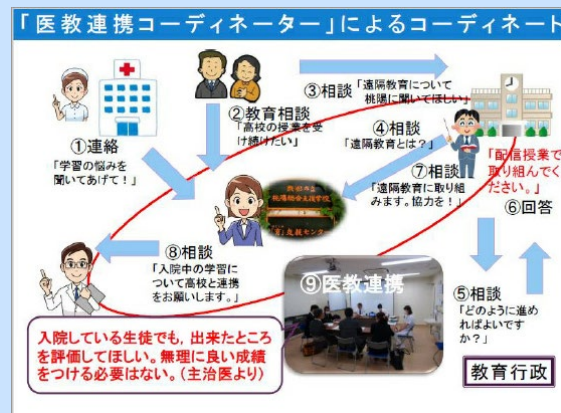
④栃木県教育委員会



⑤神奈川県教育委員会



⑦京都市教育委員会



【背景・課題】

- ・ 入院生徒の教育の機会は保障されてきたが、学習の質については課題がある。また、高校における遠隔授業の事例が少ないため、実施上の課題等について対応策を検討することが必要である。

【取組内容及び成果】

①実施体制

- 在籍高校による指導・支援に加え、特別支援学校分教室（2つの大学病院にある子ども医療センター内に設置）が、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育支援を実施。
- 2校の特別支援学校分教室に学習支援員を配置し、生徒の自主学習時の支援や高校と病院との連絡調整等を実施。

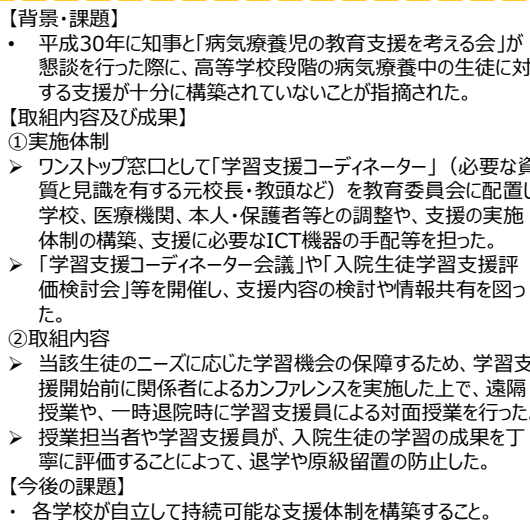
②取組内容

- 高校及び病院への一層の理解啓発のため、会議・研修会等における周知や病院・高校教員向けのリーフレットを作成した。
- 学習支援員の配置により、遠隔授業のスムーズな実施や高校及び病院の連携を進めた。また、支援員の見守りによる学習の成果を高校が評価の際の参考とすることで、単位の修得が認められた。

③【今後の課題】

- ・ 一人一人の治療の状況等に応じた遠隔授業を実施すること。
- ・ 大学病院以外の病院における高校生への教育支援や遠隔教育の実施状況を把握し、支援体制を構築すること。

⑥長野県教育委員会



【背景・課題】

- ・ ICT機器活用のノウハウの蓄積や病弱教育に関する医療機関・高校への理解・啓発は着実に進んできたが、小児科以外の病棟や分教室設置病院以外の病院との連携体制構築や、他府県から入院する高校生の円滑な復学に向けた多自治体との連携を進める必要がある。

【取組内容及び成果】

①実施体制

- 京都市立桃陽総合支援学校が、特別支援学校のセンター的機能（地域支援）の一環として、同校の分教室が設置されている2つの小児がん拠点病院（京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院）を中心に高校生支援を実施。
- 桃陽総合支援学校の教員である「医教連携コーディネーター」を中心に、医療機関、在籍校、保護者等との連携体制の構築を図りながら、病弱教育やICT機器活用の観点から相談・支援を実施。

②取組内容

- コーディネーターを中心に、高校や病院のメディカルソーシャルワーカー等と連携し、ICT機器を活用した遠隔授業を実施。
- オンラインで病室と高校をつなぎ、定期考査を実施して進級につなげた。問題は直前に病室に届ける、答案用紙はテスト直後に高校へ送信するなど、高校と連携し公正さに配慮。

③【今後の課題】

- ・ 医療機関及び高等学校への啓発や理解など。

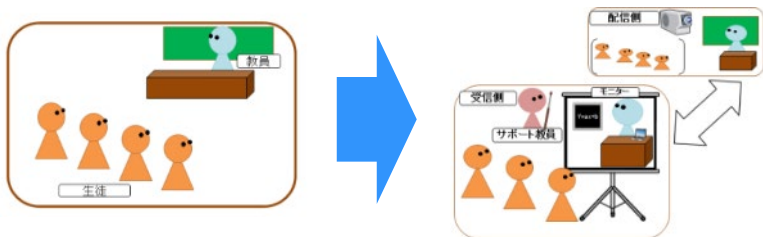


高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

○ 74単位のうち、36単位を上限(制定当初)

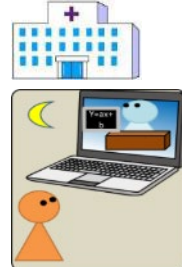
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限(制定当初)

○ 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

② オンデマンド型教育の特例の創設



○ 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限(制定当初)として単位認定を行うことが可能

○ 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ

※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

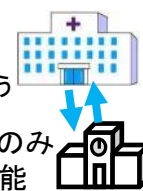
③ 訪問教育における遠隔教育の導入

○ 修了要件のうち、1/2未満までを上限(制定当初)

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

○ 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ

○ 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について



新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1 / 2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置
（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者
（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。
- ◆配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

高等学校段階の病気療養中の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 200万円

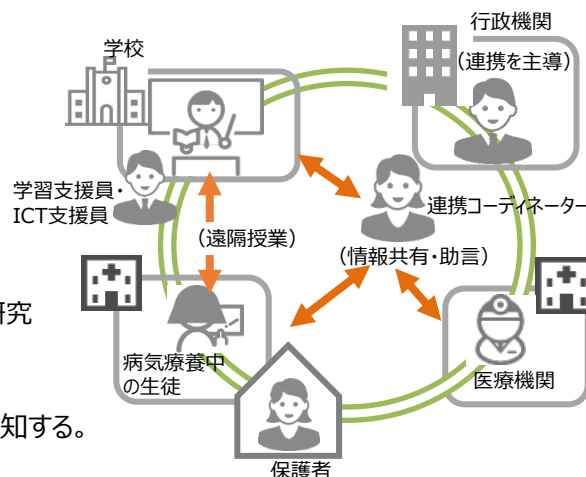
小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査（ICT機器の整備状況、通信環境等）
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究

成果

調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。



対象
校種

高等学校、
特別支援学校(高等部)

委託
先

教育委員会

箇所数、
単価、期間

5箇所、400万円/箇所、
2年

委託
対象経費

研究事業の実施に必要な経費
(謝金、委員等旅費、消耗品費等)

(委託先) 北海道教育委員会、宮城県教育委員会、栃木県教育委員会、神奈川県教育委員会、長野県教育委員会、京都市教育委員会

文部科学省

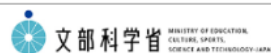
- 
 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

白書・統計・出版物

中間報告会
資料



文部科学省HP:
R3年度実施事業



政策·審議會

- ④ [成果報告書 \(PDF:572KB\)](#) 
- ⑤ [資料1 事業概要図 \(PDF:219KB\)](#) 
- ⑥ [資料2 成果報告書概要版 \(PDF:332KB\)](#) 



文部科学省HP:
R3年度成果報告書